

番号	意見(令和2年6月) 消費者安全調査委員会	実施状況(令和3年2月)
	<p>経済産業大臣への意見 経済産業省は、次の1、2の取組を行うべきである。</p>	
1	<p>1 事故の再発を防止するための体制の構築</p> <p>経済産業省は、「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」で示す商業施設に、海水浴場施設等を明示し、水上設置遊具(以下「遊具」という。)の運営に関連する事業者等を確認し、遊具による溺水事故の再発を防止するための指導體制を構築すべきである。</p>	<p>学識経験者、消費者代表、遊具関係団体、遊園地施設、プール安全管理団体、遊具サービス提供事業者等7名をメンバーとする検討会を開催し、安全管理に関する先進事例等を踏まえ、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を取りまとめ、令和2年12月25日に公表した。また、水上設置遊具の一般社団法人日本エア遊具安全普及協会(エア遊具の製造、販売、レンタル又は運営事業に携わる企業又は団体等を会員とする。)や遊園地協会等への周知を図っているところである。</p> <p>また、水上設置遊具によるサービス提供時の安全管理を図る上では、水上設置遊具を設置する施設や場所での安全管理が前提となることから、地方公共団体等に協力いただきながら、当該ガイドラインの周知等を行って参りたい。</p>
2	<p>2 事故要因に対するリスク低減策の検討及び実施</p> <p>(1)安全基準等の整備</p> <p>経済産業省は、本報告書の「再発防止策」及び「基礎情報」に示す海外での水上設置遊具に関する安全基準を参考に、事故要因に対し、設計における本質的安全設計方策等のリスク低減策を検討し、安全基準等を整備すべきである。</p>	<p>消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書に示された内容等を踏まえ、海外の安全基準についても参考にしつつ、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を取りまとめた。</p> <p>同ガイドラインは、施設管理事業者や、遊具運営事業者や提供事業者により組織される(一社)日本エア遊具安全普及協会にも周知しており、施設管理事業者や遊具運営事業者、遊具提供事業者において、同ガイドラインに則り安全性を重視した遊具の設計、製造、設置、選定等が行われるよう指導していく。</p>
3	<p>(2)関連する事業者への安全に関する指導</p> <p>経済産業省は、安全基準等に基づき、関連する事業者によるリスク低減策の実施を促し、同低減策を評価する仕組みを作る等、遊戯施設における溺水事故の防止を図るべきである。</p>	<p>1. 東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会を通じて、会員企業32社に対し、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン(令和2年12月25日公表)」を周知(令和2年12月25日)。</p> <p>2. その他、プール施設を有するテーマパーク企業2社に対し、経済産業省から、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン(令和2年12月25日公表)」を送付(令和3年2月3日)。</p> <p>3. 水上設置遊具の運用を予定している企業に対しては、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン(令和2年12月25日公表)」への遵守状況を施設HP等で公表するよう、東日本遊園地協会、西日本遊園地協会を通じて、依頼(令和3年2月5日)。</p>

番号	意見(令和2年6月) 消費者安全調査委員会	実施状況(令和3年2月)
4	<p>(3) 応急的な再発防止策の実施</p> <p>経済産業省は、応急的な再発防止策として、遊戯施設を設置している場所又は施設の管理者及び遊戯施設の運用事業者等に対し、本報告書の「結論」に示す遊具による溺水事故の要因について注意喚起を行うとともに、適切なリスク低減が図られるまでは、以下の運用対策の実施を要請すべきである。</p> <p>① 遊戯施設での遊び方として、落とし合う行為及び遊具の端から水中を覗き込むことを禁止とし、意図せず落水した場合には、遊具から離れることを徹底する。</p> <p>② 落水した利用者が浮上して遊具から離れたことを見届ける監視体制を維持するために、定員管理の設定又は見直し、監視要員数の見直し及び適切な配置を行う。また、遊具下に利用者がいないこと確認するための水中巡視点検方法(水中監視カメラシステム、水中ドローンの活用等)を検討する。</p> <p>③ 身長及び年齢等の利用者制限、保護者同伴を条件として利用を認める場合の子供の人数制限についての設定又は見直しを行う。</p> <p>④ ライフジャケットを着用した利用者が落水した場合に慌てることがないように、利用前に落水体験及び浮力体験を行う。</p> <p>⑤ 事故対応での救助活動に際しては、本報告書に示す浮力抵抗実験の結果を踏まえ、ライフジャケットを着用した被災者を引き下げて遊具下面から離れた状態で複数の者により救助することを監視員に周知する。</p> <p>⑥ 遊具をプールに設置する遊戯施設の場合は、本報告書の「再発防止策」に示す付加保護方策の実施を検討する。</p>	<p>応急的な対策として、東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会を通じて、会員企業32社に対し、注意喚起を行い、再発防止策の実施を要請(令和2年7月9日)。</p>
/	<p>文部科学大臣への意見 文部科学省は、次の取組を行うべきである。</p>	
5	<p>文部科学省は、小学校のプール活動における浮島タイプの遊具の使用について、本報告書の「基礎情報」に示す遊戯施設及び水上設置遊具に係る安全に関する情報に示した安全基準を参考として、教育委員会に対して注意喚起を行い、使用上の安全性を確保できない場合は、浮島タイプの遊具の使用を控えるように促すべきである。</p>	<p>「令和2年度小学校及び中学校各教科等教育課程研究協議会(小学校体育部会)」において、都道府県・指定都市教育委員会に対して、浮島タイプの遊具の使用については、使用上の安全性を確保できない場合は使用を控えることを所管の小学校に促すよう注意喚起するとともに、このことについて令和3年4月に発出する通知「水泳の事故防止について」で改めて注意喚起することを周知した。</p>